

お天気介護サービス 指定居宅介護支援事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 幸せ在宅計画社 の開設する指定居宅介護支援事業所（「お天気介護サービス」（以下「事業所」という）は、総合的な居宅サービス計画の作成を通じて、適正で質の高い介護サービスを提供し、要支援・要介護状態にある高齢者の日常生活と介護者の心身を支え、介護の社会化を推進し、豊かで暮らしやすい地域社会を作ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事務所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 お天気介護サービス
 - (2) 所在地 東京都世田谷区宮坂2丁目26番26号 宮坂ハイム501号

(職員の職種・配置)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者及び利用の申込みにかかる調整などの業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
 - (2) 介護支援専門員 1名（常勤兼務1名）
介護支援専門員は、利用者からの相談を受け、居宅サービス計画の作成及び変更を行い、また居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。
 - (3) 事務員 1名（常勤）
介護報酬、事務所に関する庶務、その他の一般事務

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
但し、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで
- (3) サービスの利用に関する問い合わせ・申込みの連絡は、上記連絡時間に受け付ける。
- (4) 緊急時の連絡は、電話等により営業時間外においても可能な体制とする。
(18時以降の連絡先は080-1023-8504)

(サービス提供方法及び内容)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事務室の相談室とする。
- (2) 使用する課題分析の種類は、全社協・在宅版等とする。
- (3) サービスの担当者会議の開催場所は、事務室の相談室とする。
- (4) 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況の確認等を行う。

(利用料)

第7条 居宅介護サービス作成費は、下記金額とする。但し、法廷代理受領サービスに該当する場合は、利用料は徴収しない。

居宅介護支援費Ⅰ (40件未満)

要介護1・2 12380円/月

要介護3・4・5 16085円/月

居宅介護支援費Ⅱ (40件以上60件未満の部分のみ)

要介護1・2 6201円/月

要介護3・4・5・ 8025円/月

居宅介護支援費Ⅲ (60件以上取り扱い、40件以上の部分のみ)

要介護1・2 3716円/月

要介護3・4・5・ 4810円/月

初回加算 3420円/月

特定事業所加算(Ⅰ) 5916円/月

特定事業所加算(Ⅱ) 4799円/月

特定事業所加算(Ⅲ) 3682円/月

特定事業所加算(A) 1299円/月

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2850円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2280円/月
通院時情報連携加算	570円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	5130円/月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6840円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6840円/月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8550円/月
退院・退所加算（Ⅲ）	10260円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2280円/月
ターミナルマネジメント加算	4560円/月

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は、世田谷区の区域とする。

（研修の確保）

第9条 訪問介護等の質の向上を図るため、次の研修の機会を設ける。
採用時研修、継続研修、専門研修

（秘密の保持）

第10条 1 職員は業務上に知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、又虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。
2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修を実施するものとします。
3 事業所は前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。
虐待防止担当者：奥田 三枝子

4 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ① 切迫性：利用者様本人又は家族・援助者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

(その他)

第12条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 幸せ在宅計画社と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は、平成15年6月1日から施行する。
附則(改定)	この規程は、平成15年11月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成16年6月25日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成17年5月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成18年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成20年1月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成20年6月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成21年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成24年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成25年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成26年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成26年10月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、平成27年4月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、令和元年10月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、令和3年1月1日より施行する。
附則(改定)	この規程は、令和6年4月1日より施行する。